

高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業 令和7年度実施予定

大阪府障がい者自立相談支援センター

当事者・家族、支援機関、医療機関等に対して、高次脳機能障がい支援コーディネーター等が個別相談やケース会議に随時対応している（相談受付時間は、平日午前9時～午後5時30分）。他に、下記事業も実施。	
相談支援事業等	① 高次脳機能障がい支援相談会（行政書士・社会保険労務士・家族会による無料相談会） 自賠責保険の後遺障がい認定や障がい年金、労災保険等に関して、手続きが煩雑な上、当事者や家族だけでは高次脳機能障がいについて適切な等級の認定を得ること等が難しい場合があることから、行政書士や社会保険労務士からの助言を得られる機会を提供する。また、当事者との関わりや家庭内での支援の工夫等についての助言を得られる機会として家族会の方への相談の機会も併せて提供する。（令和7年8月実施）
	② 自動車運転評価モデル事業 既に自動車運転免許証を取得している高次脳機能障がいのある方が、安全に運転を再開できるかを考えていただくとともに、大阪府公安委員会（運転免許試験場適性試験係適性相談コーナー）に提出するための診断書を取得することを目的とし、医師による診察、神経心理学的検査、自動車学校での運転技能評価などを実施する。また、身近な地域で大阪府公安委員会に提出する診断書の作成ができるよう本事業を参考に評価事業を行っている医療機関と連携する。
	③ コンサルテーション事業 高次脳機能障がい支援コーディネーター等が事業所を訪問し、状況や高次脳機能障がいの状態像の整理等を支援者の方々とともにに行い、今後も事業所で支援をしていくための方策を検討する。（目標件数：6件）
	④ 小児の家族向け講座・交流会 高次脳機能障がいのある子どもは、リハビリテーションと学業との両立や、進級進学、友人関係について等、大人とは異なる困りごとを抱えることが多い。また、ご家族は十分な情報を得たり、同じ境遇の方の話を聞いたりする機会があまりなく、悩みを抱え込んでいるケースもある。そこで、高次脳機能障がいのある子ども（概ね小学生～高校生）のご家族を対象に、高次脳機能障がいの基礎知識や関わり方についての講座を行うとともに、思いや体験談を共有する機会を提供する。（令和8年2～3月実施予定）
普及啓発	①-1 高次脳機能障がい普及啓発促進事業 ＜普及啓発イベント＞ イオンモール等府民が多く訪れる場所で、高次脳機能障がいの正しい知識や活用できる制度、当事者・家族会についてリーフレットによる周知を行う。福祉事業所についてのパネル展示、職員による無料相談ブース等を設置する。（令和7年6月14日（土）イオンモール四條畷にて実施）
	①-2 ＜啓発用動画の作成＞ 府民が高次脳機能障がいについて、いつでも知りたいときに視聴でき、広く周知・理解を促進させるものとして、計7本の動画を制作する。（令和6年度までに4本作成し公開中。令和7年度中に2本制作し公開予定）
	② ※協力 大阪高次脳機能障がいリハビリテーション講習会 一般社団法人日本損害保険協会の助成を受けて、医師を長とした当事者・家族、福祉関係者らによる実行委員会を立ち上げ実施。広く府民を対象に当事者や家族の思い、生活上の工夫等について知ってもらい、高次脳機能障がいについての理解を深める等、普及啓発を図る。（令和7年11月30日実施予定）
研修	市町村担当職員研修 障がい特性を踏まえ、個別性の高いケースに応じて、どのような福祉サービスで地域生活を支えるかや市町村内での他部署との連携の必要性等についての理解を深めることを目的とする。（令和7年7月～8月実施）
	対象者別 支援者養成研修 高次脳機能障がいについての知識の獲得、障がい特性を理解することで、障がい特性に応じた支援を実施できる障がい福祉サービス事業所等に就任する支援者を養成。令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において新設された「高次脳機能障害（者）支援体制加算」の算定要件となる研修。（令和7年8月～10月実施予定）
	医療機関等職員研修 医療職に対し、高次脳機能障がいの支援に必要な受傷時の画像や経過などの様々な情報の提供に関する重要性や、医療と福祉機関でのリハビリテーションの違いや連携についての知識を習得することを目的とする。（令和8年2月実施予定）
	地域別 地域別実践研修 二次医療圏域毎に、多職種（医療・福祉・介護・行政等）による研修会（及び研修企画会議）を行い、市町村障がい福祉担当課や相談支援事業所、医療機関等の連携強化をはかる。年に2～3圏域ずつ実施し、3年程度かけて府内全域を達成する。（豊能圏域は令和7年9月30日と令和8年1～2月頃に実施予定、大阪市圏域は令和7年12月6日実施予定）

※「大阪府高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業」は、障がい者医療・リハビリテーションセンターを構成する大阪府障がい者自立相談支援センター、大阪府立障がい者自立センター、大阪急性期・総合医療センターおよび所管課である地域生活支援課が連携して実施している。

堺市においては、堺市立健康福祉プラザ生活リハビリテーションセンターを支援拠点として、相談支援や研修事業等を実施しており、障がい者医療・リハビリテーションセンターと堺市立健康福祉プラザ生活リハビリテーションセンターは、協働しながら事業を推進している。